

務	00	01	10年
(令和16年3月末まで保存)			

交 企 第 5 0 9 号  
令 和 6 年 3 月 1 4 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について

令和5年6月13日に公布されたデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号。以下「改正法」という。）については、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和5年政令第284号）により、令和6年4月1日から施行されることとなった。

また、改正法の施行に伴い、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係政令等の整備に関する政令（令和5年政令第315号）が令和5年11月6日に、古物営業法施行規則及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和6年国家公安委員会規則第2号）及び国家公安委員会・国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（令和6年国家公安委員会規則・国土交通省令第1号）が令和6年1月31日に公布され、同年4月1日から施行されることとなった。

今回の改正の趣旨、内容及び留意事項は別紙のとおりであるので、改正規定が円滑かつ適切に施行されるよう、事務処理上遺漏のないようにされたい。

担当：交通企画課安全教育係

## 別紙

(凡例)

- 「改正法」 : デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）
- 「旧法」 : 改正法による改正前の自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）
- 「法」 : 改正法による改正後の自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
- 「改正令」 : デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係政令等の整備に関する政令（令和5年政令第315号）
- 「令」 : 改正令による改正後の自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号）
- 「改正規則」 : 古物営業法施行規則及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和6年国家公安委員会規則第2号）
- 「規則」 : 改正規則による改正後の国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号）
- 「命令」 : 国家公安委員会・国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（令和6年国家公安委員会規則・国土交通省令第1号）

## 第1 趣旨

自動車運転代行業を営もうとする者は、欠格事由に該当しないことについて、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の認定を受けなければならないこととされており、旧法上、公安委員会は、認定を受けようとする者が欠格事由のいずれにも該当しないと認めたときは、認定をし、当該者に対してその旨を通知した上で、認定証を交付することとされているほか、認定を受けた自動車運転代行業者（以下「自動車運転代行業者」という。）は、認定証を主たる営業所の見やすい場所に掲示しなければならないこととされていた。

他方で、情報通信技術の進展とインターネットの普及により、国民生活におけるインターネットの活用は日常的なものとなっているにもかかわらず、旧法では、営業所における認定証の掲示のみを義務付けていることから、利用者は、利用しようとしている事業者が自動車運転代行業者か否かをインターネット上では判断することができない状況であり、利用者保護の観点からは適当でないと認められた。

そこで、利用者が営業所に赴かずとも、インターネット上で自動車運転代行業者か否かを判断することができるよう措置するため、所要の規定を整備することとした。

## 第2 内容

### 1 改正法

- (1) 認定証は、それ自体をインターネット上に掲載することが困難であることから廃

止することとし、それに代わるものとして、必要事項を記載した、認定を受けたことを示す国家公安委員規則で定める様式の標識（以下「標識」という。）を設けることとした。標識については、主たる営業所の見やすい場所に掲示するとともに、事業の規模が著しく小さいなどの一定の場合を除き、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならないこととした（法第6条第1項）。

- (2) 自動車運転代行業者以外の者は、標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供してはならないこととした（法第6条第2項）。
- (3) 自動車運転代行業者は、自動車運転代行業を廃止したときは、遅滞なく、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、その旨を記載した届出書を提出しなければならないこととした（法第9条第1項）。
- (4) 自動車運転代行業者は、利用者から收受する料金（以下「料金」という。）について、営業所において利用者に見やすいように掲示するとともに、事業の規模が著しく小さいなどの一定の場合を除き、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした（法第11条）。
- (5) 自動車運転代行業者は、自動車運転代行業約款（以下「約款」という。）を定め、又は変更したときは、事業の規模が著しく小さいなどの一定の場合を除き、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした（法第13条第5項）。

## 2 改正令

- (1) 自動車運転代行業に係る営業の停止の基準に関し、標識、料金及び約款の掲示等義務違反（法第6条第1項、第11条及び第13条第5項違反）によって付される点数を定めたほか、認定証の再交付を受けた場合において、亡失した認定証を発見し、又は回復したときの認定証の返納義務違反（旧法第9条第1項違反）を点数が付される行為から削除した（令第5条第1項第1号ハ）。
- (2) 認定証の再交付（旧法第5条第5項）及び認定証の書換え（旧法第8条第3項）に係る手数料の標準に関する規定を削除した（地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）本則の表106の項）。

## 3 改正規則

- (1) 標識の様式を定めた（規則第6条・別記様式第2号）。
- (2) 公衆の閲覧は、自動車運転代行業者のウェブサイトへの掲載により行うこととした（規則第7条）。
- (3) 廃業等の届出は、廃止の事由が発生した日から10日以内に、廃業等届出書により行わなければならないこととした（規則第10条・別記様式第4号）。

## 4 命令

自動車運転代行業者のうち、随伴用自動車の台数が1台以下である場合、又は当該自動車運転代行業者が管理するウェブサイトを有していない場合のいずれかに該当する者については、公衆の閲覧に供する義務を適用しないこととした（命令第1号及び

第2号)。

## 5 経過措置

- (1) 施行前にした行為を理由とする自動車運転代行業の停止の命令（法第23条第1項又は第25条第2項第2号）については、なお従前の例によることとした（改正法附則第4条）。
- (2) 施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした（改正法附則第6条）。
- (3) 施行前にした行為に付する営業の停止の基準（令第5条）に係る点数については、なお従前の例によることとした（改正令附則第2項）。
- (4) 改正規則による改正前の様式（別記様式第2号を除く。以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、改正規則による改正後の様式によるものとみなすこととした（改正規則附則第2条第1項）。
- (5) 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとした（改正規則附則第2条第2項）。

## 第3 留意事項

改正法の附帯決議において、「警備業、自動車運転代行業及び探偵業に関する認定証や届出証明書の廃止に当たっては、認定を受けた事業者や届出をした事業者の信用性を担保するとともに、消費者トラブルを防止するため、必要な対策を講ずること。」とされていることから、自動車運転代行業者の信用性を担保するため、県警ホームページにおいて自動車運転代行業者の一覧を引き続き公表すること。

また、施行後においても、引き続き、自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保するため、認定を受けずに自動車運転代行業を営んでいる者に対する取締り等をより一層推進すること。

### (参考資料)

- デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）の官報の写し及び新旧対照条文（抄）
- デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和5年政令第284号）の官報の写し
- デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係政令等の整備に関する政令（令和5年政令第315号）の官報の写し及び新旧対照条文（抄）
- 古物営業法施行規則及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和6年国家公安委員会規則第2号）の官報の写し
- 国家公安委員会・国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（令和6年国家公安委員会規則・国土交通省令第1号）の官報の写し

第三十八条を第三十九条とする。  
第三十七条第二項第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。  
十五 情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

第三十七条を第三十八条とする。

第五章中第三十六条を第三十七条とする。

第三十六条 次に次の一条を加える。  
(情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直し)  
第三十六条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、最新の情報通信技術の活用により国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から、国、地方公共団体及び事業者の業務の処理について、これに関連する規制により情報通信技術の進展の状況を踏まえたその効果的な活用が妨げられないようにするために必要な措置が講じられなければならない。

第二条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 雑則(第十六条―第十九条)」を「第四章 情報通信技術の効果的な活用の推進に関する施策(第十六条・第十七条)」に改める。

第一条中「施策」の下に「及び情報通信技術の効果的な活用の推進に関する施策」を加える。

第十条中「次に」を「次の各号に」に、「この節の」を「当該各号に定める」に改め、同条第一号中「定めるもの」を「定めるもの」この節の規定」に改め、同条第二号中「手続のうち当該手続等」を「申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等」に改め、「その他の情報通信技術を利用する方法」を削り、「第七条第一項、第八条第一項又は前条第一項」を「又は第七条第一項」に、「除く」を「除く」第六条及び第七条の規定」に改め、同条に次の一号を加える。

三 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の法令の規定において情報通信技術に基づき行うことが規定されているもの(第八条第一項又は前条第一項の規定

第十九条を第二十一条とし、第十八条を第二十条とし、第十七条を第十九条とし、第十六条の前

の見出しを削り、同条を第十八条とし、同条の前に見出しとして「情報通信技術を活用した行政の

推進に関する状況の公表」を付する。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 情報通信技術の効果的な活用の推進に関する施策  
(情報通信技術の進展への対応)

第十六条 国は、情報通信技術の進展の状況を踏まえ、手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理において、国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術の効果的に活用することができるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

2 地方公共団体は、国が前項の規定に基づき講ずる施策に準じて、条例又は規則に基づく手続並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理において、国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術の効果的に活用することができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(規制の見直しに資する情報通信技術に関する情報の公表及び活用)

第十七条 内閣総理大臣は、情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しを推進するため、情報通信技術に関する情報であつて当該見直しに資するものについて、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

2 国の行政機関等は、情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しの検討に当たっては、前項の規定により公表された情報を活用するよう努めなければならない。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和五年六月十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第六十三号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律

(デジタル社会形成基本法の一部改正)

第一条 デジタル社会形成基本法(令和三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第三十五条」を「第三十六条」に、「第三十六条」を「第三十七条」に、「第三十七条・第三十八条」を「第三十八条・第三十九条」に改める。

第三十一条中「第三十七条第二項第十二号」を「第三十八条第二項第十二号」に改める。

第三十三条中「第三十七条第二項第十四号」を「第三十八条第二項第十四号」に改める。

(行旅病人及行旅死亡人取扱法の一部改正)

第三条 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治三十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
第九条中「若ハ氏名知レザル」を「又ハ氏名知レザル」に、「事項ヲ」を「事項ニ付テ」に、且官報若ハ新聞紙ニ公告スベシ」を「官報ニ公告シ及厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ電気通信回線ニ接続シテ行フ自動公衆送信(公衆ニ依リ直接受信セラルルコトヲ目的トシ公衆ノ請求ニ依リ自動的ニ送信ヲ行フコトヲ謂ヒ放送又ハ有線放送ニ該当スルモノヲ除ク)ニ依リ公衆ノ閲覧ニ供スベシ」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第四条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第七十条の八第二項中「旨を」の下に「公正取引委員会規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を」を加え、「掲示する」を「掲示し、又はその旨を公正取引委員会の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものを閲覧することができる状態に置く措置をとる」に改め、同条第三項中「掲示を始めた」を「措置を開始した」に改める。

(児童福祉法の一部改正)

第五条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
第五十九条の二の二中「事項を」を「事項について、」に、「掲示しなければ」を「掲示するとともに、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く)により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

(郵便法の一部改正)

第六条 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
第六十九条の見出しを「料金等の掲示等」に改め、同条中「事項を」を「事項について、」に、「掲示しなければ」を「掲示するとともに、総務省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く)により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

(古物営業法の一部改正)

第七条 古物営業法(昭和二十四年法律第八号)の一部を次のように改正する。
第八条の二第一項中「古物商」の下に「(第十二条第二項及び第三項において「特定古物商」という)」を加える。
第十二条第二項中「は、第五条第一項第六号に規定する方法を用いて取引をしようとするときは、その取り扱う古物に関する事項と共に」を「又は古物市場主は、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国家公安委員会規則で定める場合(その者が特定古物商である場合を除く)を除き、国家公安委員会規則で定めるところにより」に改め、「番号」の下に「(次項において「氏名等」という)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 特定古物商は、前項の規定により氏名等を公衆の閲覧に供するときは、氏名等と共に、その取り扱う古物に関する事項を公衆の閲覧に供しなければならない。

(水先法の一部改正)

第八条 水先法(昭和二十四年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。
第四十六条第六項中「水先料を」を「水先料について」に、「掲示しておかなければ」を「掲示しておくとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く)により公衆の閲覧に供しなければならぬ」に改める。

接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次条第三項において同じ)により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第四十七条第三項中「水先約款を」を「水先約款について、」に、「掲示しておかなければ」を「掲示しておくとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第七十六条第三号及び第七十七条第二号中「又は」を「若しくは」に、「した」を「し、又は同項の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した」に改める。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第九条 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
第五条の四の次に次の一条を加える。

(役員)の第三者に対する損害賠償責任の規定の適用)

第五条の四の二 信用協同組合等の理事に対する中小企業等協同組合法第三十八条の三第二項第一号ハ(役員)の第三者に対する損害賠償責任)の規定の適用については、同号ハ中「公告」とあるのは、「公告(協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法(八)において「準用銀行法」という)第六十六条第一項の規定による掲示及び同条第二項の規定による閲覧に供する措置並びに準用銀行法第三十八条第一項の規定による掲示及び同条第二項の規定による閲覧に供する措置を含む)とする。

第六条第二項中「第二十七条」を「第十六条第二項中「第五十七条」とあるのは「中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第三十三条第四項」と、「同条第一号に掲げる方法を定めている」とあるのは「同項第三号に掲げる方法を定めていない」と、は、同項」とあるのは、「前項」と、ならない」とあるのは「ならない」と、同法第二十七条」に、「第四十条」とあるのは「は、前項」と、「ならない」とあるのは「ならない」と、同法第四十条」を「第三十八条第二項中「第五十七条」とあるのは「中小企業等協同組合法第三十三条第四項」と、「同条第一号に掲げる方法を定めている」とあるのは「同項第三号に掲げる方法を定めていない」と、「は、同項」とあるのは「は、前項」と、「ならない」とあるのは「ならない」と、同法第四十条」に改める。

第十条の三第二号中「第五十二条の四十第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第三号中「第五十二条の四十第二項」を「第五十二条の四十第一項」の下に「若しくは第二項」に改める。

第十二条第一項第十三号中「第十六条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「若しくは掲示」を「し、掲示若しくは閲覧に供する措置」に改める。

(質屋営業法の一部改正)

第十条 質屋営業法(昭和二十五年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

(標識の掲示等)

第十条 第二条第一項の許可を受けた者は、許可を受けたことを示す内閣府令で定める様式の標識を営業所の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、その氏名又は名称、許可をした公安委員会の名称及び許可証の番号を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く)により公衆の閲覧に供しなければならぬ。

(建築基準法の一部改正)

第十一条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。
第七十七条の二十八の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中「事項を」を「事項について」に、「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第七十七条の三十五の十三において同じ。)により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第七十七条の三十五の十三の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中「事項を」を「事項について」に、「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

(商品先物取引法の一部改正)

第十二条 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第九十八条の見出しを「(標識の掲示等)」に改め、同条第一項中「商品先物取引業者は」の下に「主務省令で定める標識について」を加え、「主務省令で定める標識を掲げなければ」を「掲示するとともに、主務省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項及び第二百四十条の九において同じ。)により公衆の閲覧に供しなければ」に改め、同条第二項中「掲示して」を「掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供して」に改める。

第二百四十条の九の見出しを「(標識の掲示等)」に改め、同条第一項中「商品先物取引仲介業者は」の下に「主務省令で定める標識について」を加え、「主務省令で定める標識を掲げなければ」を「掲示するとともに、主務省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければ」に改め、同条第二項中「掲示して」を「掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供して」に改める。

第三百六十九条第四号中「規定による」を削り、「掲示した」を「掲示し、又は公衆の閲覧に供した」に改める。

(鉱業法の一部改正)

第十三条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第三項を次のように改める。
第三十五条、第五十四条又は前条の規定による処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における行政手続法第十五条第四項の規定の適用については、同項中「総務省令」とあるのは「経済産業省令」と、「当該行政庁の事務所」とあるのは「鉱業権者の鉱業原簿に記載された住所の所在地の市役所、町村役場若しくはこれに準ずるもの」と、「当該事務所」とあるのは「当該市役所、町村役場若しくはこれに準ずるもの事務所」と、「とる」とあるのは「とり、かつ、その要旨及び当該措置をとつた旨を官報に掲載する」と、「から」とあるのは「又は官報に掲載した日のいずれか遅い日から」とする。

(採石法の一部改正)

第十四条 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の十五の見出しを「(標識の掲示等)」に改め、同条中「採石業者は」の下に「経済産業省令で定めるところにより」を加え、「経済産業省令で定めるところにより」を削り、「掲げなければ」を「掲げるとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の経済産業省令で定めるところを除き、当該事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

(海事代理士法の一部改正)

第十五条 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。
第二十二條第一項中「これをその」を「当該報酬の額について、その」に、「掲示しなければ」を「掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければ」に、「同様」を「同様」に改める。

(港湾運送事業法の一部改正)

第十六条 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中「営業所」を「について、営業所」に、「掲示しなければ」を「掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定めるところを除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第二十二條の四の見出し中「掲示」を「掲示等」に改める。

第四十條第一号を次のように改める。

一 第十二條(第二十二條の四及び第三十三條の二第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による掲示をせず、若しくは虚偽の掲示をし、又は第十二條の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した者

第四十條中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第三十二條の二の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

(道路運送車両法の一部改正)

第十七条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第三項中「見易いように掲示しなければ」を「見やすいように掲示するとともに、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。)により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第九十六條の四第二項第四号中(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。)を削る。

(信用金庫法の一部改正)

第十八条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三十九條の二第二項第一号八を次のように改める。

八 虚偽の公告(第八十九條第一項において準用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十六條第一項の規定による掲示及び同条第二項の規定による閲覧に供する措置、第八十九條第二項において準用する同法第三十八條第一項の規定による掲示及び同条第二項の規定による閲覧に供する措置並びに第八十九條第三項において準用する同法第五十二條の二の九第二項の規定による掲示及び同条第三項の規定による閲覧に供する措置を含む)。

第八十九條第二項中「読み替える」を「同法第十六條第二項及び第三十八條第二項中「第五十七條」とあるのは「信用金庫法第八十七條の四第一項」と、「同条第一号」とあるのは「同項第一号」と、「は、同項」とあるのは「は、前項」と読み替える」に改め、同条第三項中「掲示」を「掲示等」に改め、同条第四項中「第五十二條の四十五第五号」を「第五十二條の二の九第三項中「第四十九條の二」の規定により公告の方法として同項第一号に掲げる方法を定め、又は第五十七條」とあるのは「信用金庫法第八十七條の四第一項」と、「同条第一号」とあるのは「同項第一号」と、同法第五十二條の四十五第五号」に改める。

第九十条の五第二号中「第五十二条の四十第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第三号中「第五十二条の四十第二項」を「第五十二条の四十第三項」に改める。  
 第九十一条第一項第十四号中「第十六条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「若しくは揭示」を「揭示若しくは閲覧に供する措置」に改める。  
 (森林法の一部改正)

**第十九条** 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第三十条中「を告示し」を「について、告示し」に、「揭示し」を「揭示し、かつ、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次条第一項及び第五十条第五項において同じ。))により公衆の閲覧に供する」に改め、「その内容を」を削る。  
 第三十条の二第一項中「その旨」を「理由を」に、「理由について」に、「揭示する」を「揭示し、かつ、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供する」に改め、「その内容を」を削る。

第五十条第五項中「旨を」を「旨について」に、「ともに」を「ともに」に、「揭示しなければ」を「揭示し、かつ、農林水産省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

**第二十条** 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第六十一条の九の二第七項中「交付する旨」の下に「(以下この項において「公示事項」という。)を法務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面」を加え、「揭示して」を「揭示し、又は公示事項を法務省の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができている状態に置く措置をとることにより」に改め、同条第八項中「揭示を始めた」を「同項の規定による措置を開始した」に改める。  
 (内航海運業法の一部改正)

**第二十一条** 内航海運業法(昭和二十七年法律第五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「同条第三項」を「同条第四項の規定」に改める。  
 第八条第四項中「を営業所」を「について、営業所」に、「揭示しなければ」を「揭示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。))により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

**第三十七条** 第二号中「含む」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「又は」を「若しくは」に、「した」を「し、又は同項の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した」に改める。  
 (航空法の一部改正)

**第三十二条** 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第三項中「を告示する」を「について、告示し、かつ、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。))により公衆の閲覧に供する措置を講ずる」に改め、「これを」を削る。  
 第四十条中「を告示する」を「について、告示し、かつ、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供する措置を講ずる」に改め、「これを」を削り、「告示し及び」の下に「閲覧に供し並びに」を加える。

第七十条の見出し中「揭示」を「揭示等」に改め、同条中「運送約款を」を「運送約款について」に、「揭示しなければ」を「揭示するとともに、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。  
 第六十条第三号中「又は」を「若しくは」に、「した」を「し、又は同条の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した」に改める。  
 (社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

**第二十三条** 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「交付する旨」の下に「を厚生労働省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面」を加え、「行なう」を「行う」に、「かつ、その旨を官報その他の公報に少なくとも一回掲載してする」を「又はその旨を当該場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができている状態に置く措置をとることにより行う」に、「その揭示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。  
 (労働金庫法の一部改正)

**第二十四条** 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第四十二条の二第二項第一号ハを次のように改める。  
 ハ 虚偽の公告(第九十四条第一項において準用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十六条第一項の規定による揭示及び同条第二項の規定による閲覧に供する措置並びに第九十四条第一項において準用する同法第三十八条第一項の規定による揭示及び同条第二項の規定による閲覧に供する措置を含む。)

第九十四条第二項中「読み替える」を「同法第十六条第二項及び第三十八条第二項中「第五十七条」とあるのは「労働金庫法第九十一条の四第一項」と、「同条第一号」とあるのは「同項第一号」と、「は、同項」とあるのは「は、前項」と読み替える」に改める。  
 第一百条の五第二号中「第五十二条の四十第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第三号中「第五十二条の四十第二項」を「第五十二条の四十第三項」に改める。  
 第一百一条第一項第十四号中「第十六条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「若しくは揭示」を「揭示若しくは閲覧に供する措置」に改める。  
 (土地区画整理法の一部改正)

**第二十五条** 土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)の一部を次のように改正する。

第七十七条第五項中「公告は」の下に「、国土交通省令で定めるところにより」を加え、「に掲載して」を「への掲載及び電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下この項において同じ。))により」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。  
 ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合は、当該公告を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行うことを要しない。

第七十七条第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。  
 6 前項の公告を行う施行者は、その公告すべき内容を当該土地区画整理事業の施行地区を管轄する市町村長に通知し、当該市町村長は、同項の規定による揭示がされている旨の公告をしなければならない。



第三百三十三條第二項中「の規定」を「及び第六項の規定に、「同項」を「同条第五項」に改め、「と」の下に「同条第六項中」を加える。

第三百三十六條の四第一項第二号イ中「第七十七條第五項後段」を「第七十七條第六項」に改め、同条第二項第一号中「第七十七條第七項後段」を「第七十七條第八項後段」に改め、同項第三号中「第七十七條第五項後段」を「第七十七條第六項」に改める。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第二十六條 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二十三條の五第五項中「旨を」を「旨について」に、「揭示しなければ」を「揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下「自動公衆送信」といふ。))により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

(道路整備特別措置法の一部改正)

第二十七條 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第七條の見出し中「揭示」を「揭示等」に改め、同条中「供用約款を」を「供用約款について」に、「揭示しなければ」を「揭示するとともに、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第二十四條第四項において同じ。))により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第二十四條第四項中「を、会社等にあつては公告し、有料道路管理者にあつては公示する」を「について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供する」に改める。

第四十九條第五項中「同条第四項又は」を削り、「第二十四條第四項又は第二十五條第二項」を「同条第二項」に改める。

第五十條第七項中「同条第四項若しくは」を削り、「第二十四條第四項若しくは第二十五條第二項」を「同条第二項」に、「第二十四條第四項又は第二十五條第一項」を「同条第一項」に改める。

(倉庫業法の一部改正)

第二十八條 倉庫業法(昭和三十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第九條の見出しを「(料金等の揭示等)」に改め、同条中「事項を」を「事項について」に、「揭示しておかなければ」を「揭示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。))により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第三十二條第二号中「又は」を「若しくは」に、「した」を「し」、又は同条の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した」に改める。

(労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正)

第二十九條 労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「交付する旨」の下に「厚生労働省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面」を、「定める」の下に「事務所の」を加え、「かつ、その旨を官報その他の公報に少なくとも一回掲載してする」を、「又はその旨を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができている状態に置く措置をとることにより行う」に、「その揭示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。

(住宅地区改良法の一部改正)

第三十条 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第五項中「揭示しなければ」を「揭示するとともに、当該指定の内容を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第八條第二項において同じ。))により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第八條第二項中「揭示しなければ」を「揭示するとともに、当該事業計画の内容を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

(道路交通法の一部改正)

第三十一條 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第五十一條の四第七項中「交付する旨」の下に「以下この項において「公示事項」といふ。を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面」を加え、「揭示する」を「揭示し、又は公示事項を当該公安委員会の庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができている状態に置く措置をとる」に、「揭示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正)

第三十二條 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第七十五條の五の八第二項中「交付する旨」の下に「以下この項において「公示事項」といふ。を厚生労働省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面」を加え、「事務所の」を削り、「揭示する」を「揭示し、又は公示事項を厚生労働省の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができている状態に置く措置をとる」に、「揭示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。

第七十五條の五の十六第二項中「旨を」の下に「厚生労働省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面」を加え、「の事務所」を削り、「揭示する」を「揭示し、又はその旨を厚生労働省の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができている状態に置く措置をとる」に改め、同条第三項中「揭示を始めた」を「措置を開始した」に改める。

第八十三條第一項中「第七十五條の五の十六第一項」の下に「及び第二項」を加える。

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)

第三十三條 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。

第七條の見出しを「(標識の揭示等)」に改め、同条第一項中「液化石油ガス販売事業者は」の下に「経済産業省令で定める様式の標識を掲示しなければ」を「掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の経済産業省令で定める場合を除き、経済産業省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。))により公衆の閲覧に供しなければ」に改め、同条第二項中「揭示して」を「揭示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供して」に改める。

(砂利採取法の一部改正)

第三十四條 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十九條の見出しを「(標識の揭示等)」に改め、同条中「砂利採取業者は」の下に「経済産業省令、国土交通省令で定めるところにより」を加え、「経済産業省令、国土交通省令で定めるところにより」を削り、「掲げなければ」を「掲げるとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の経済産業省令、国土交通省令で定める場合を除き、当該事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。))により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

(警備業法の一部改正)

第三十五条 警備業法(昭和四十七年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「(認定手続)」に改め、同条第一項中「(認定)」の下に「(以下「認定」という。)」を加え、同条第二項中「(認定した)」を「認めた」に、通知するとともに、速やかに認定証を交付しなければ、「(通知しなければ)」に改め、同条第四項中「(認定証)」を「認定」に改め、同条第五項を削る。

第六条を次のように改める。

(標識の掲示義務等)

第六条 警備業者は、認定を受けたことを示す内閣府令で定める様式の標識について、主たる営業所の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

2 警備業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供してはならない。

第七条の見出し及び同条第一項から第三項までの規定中「(認定証)」を「認定」に改め、同条第四項中「(認定証)」を「認定」に、「(認定証更新申請書)」を「認定更新申請書」に改め、同条第五項中「(認定証)」を「認定」に改める。

第八条中「(第四条の)」を削り、同条第一号中「(認定証)」を「認定」に改める。  
第十条第二項中「(届出)」を「届出書の提出」に改める。  
第十一条第三項を削り、第四項を第三項とする。

第十二条の見出しを「(死亡等の届出)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「(認定証の交付)」を「認定」に改め、「(認定証)」を削り、「(返納しなければ)」を「(第九条の規定による届出書の提出をした者にあつては、その主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会及び同条の規定による届出書の提出をした公安委員会)」に、内閣府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければ」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「(第一号及び第四号を除く。)」又は前項の規定により認定証を返納すべき者は、第九條を「認定を受けた者(第九條の規定による届出書の提出をした者に限る。)」は、認定が取り消されたとき、又は認定の有効期間が満了したときは、遅滞なく、同条」に、「(届出を)」を「届出書の提出を」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十一条中「(届出を)」を「届出書の提出を」に改める。

第四十九条第二項第三号中「(第四条の)」を削る。

第五十七条第二号中「(認定証)」を「認定」に改め、同条第六号中「(届出)」を「届出書の提出」に改め、同条第八号中「(第四条の)」を削り、「(認定証)」を「規定による認定」に改める。  
第五十八条第一号中「(認定証更新申請書)」を「認定更新申請書」に改め、同条第二号中「(違反して認定証を掲示しなかつた)」を「違反した」に改め、同条第三号中「(同条第四項)」を「同条第三項」に、「(届出を)」を「届出書の提出を」に改め、同条第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十条第一号を次のように改める。  
一 第十二条の規定に違反して届出書の提出をせず、又は同条の届出書に虚偽の記載をして提出した者

(特定商取引に関する法律の一部改正)

第三十六条 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第六十六条の五第二項中「(旨を)」の下に「(主務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を)」を加え、「(掲示する)」を「(掲示し、又はその旨を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができ、状態に置く措置をとる)」に改め、同条第三項中「(掲示を始めた)」を「(措置を開始した)」に改める。

(銀行法の一部改正)

第三十七条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第七條の二の次に次の一条を加える。

(役員等の第三者に対する損害賠償責任の規定の適用)

第七條の三 銀行の取締役及び執行役に対する会社法第四百二十九条第二項第一号二(役員等の第三者に対する損害賠償責任)の規定の適用については、同号二中「を含む」とあるのは、並びに銀行法第十六條第一項の規定による掲示及び同条第二項の規定による閲覧に供する措置、同法第三十八條第一項の規定による掲示及び同条第二項の規定による閲覧に供する措置並びに同法第五十二條の二の九第二項の規定による掲示及び同条第三項の規定による閲覧に供する措置を含む」とする。

第十六條第三項を同条第四項とし、同条第二項中「(前項)」を「(前二項)」に、「(同項)」を「(第一項)」に、「(公告)」を「(公告及び前項の規定による閲覧に供する措置)」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、第五十七條の規定により公告方法として同条第一号に掲げる方法を定めている銀行は、同項の規定によるもののほか、内閣府令で定めるところにより、同項の規定による掲示の内容を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

第三十八條中「(すべて)」を「(全て)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、第五十七條の規定により公告方法として同条第一号に掲げる方法を定めている銀行は、同項の規定によるもののほか、内閣府令で定めるところにより、同項の期間、同項の規定による掲示の内容を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。

第四十七條第二項ただし書中「(第七條の二第四項)」の下に、「(第七條の三)」を加える。

第五十二條の二の九第二項中「(すべて)」を「(全て)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の場合において、第四十九條の二第一項の規定により公告方法として同条第一号に掲げる方法を定め、又は第五十七條の規定により公告方法として同条第一号に掲げる方法を定めている外国銀行代理銀行は、前項の規定によるもののほか、内閣府令で定めるところにより、同項の期間、同項の規定による掲示の内容を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。

第五十二條の四十の見出しを「(標識の掲示等)」に改め、同条第二項中「(前項)」を「(第一項)」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 銀行代理業者は、内閣府令で定めるところにより、商号若しくは名称又は氏名、許可番号、所属銀行の商号その他内閣府令で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第五十二條の四十七第一項中「(掲示しなければ)」を「(掲示し、かつ、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければ)」に改め、同条第二項中「(店頭に掲示)」を「(掲示及び閲覧に供する措置)」に改める。

第五十二条の四十八中「第三十八条」を「第三十八条第一項」に、「すべて」を「全て」に、「揭示しなければ」を「揭示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合を除き、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第六十三条の三第三号中「同じ。」の下に「若しくは第二項（第五十二条の二の十において準用する場合を含む）」を加え、同条第四号中「第五十二条の四十第二項」を「第五十二条の四十第三項」に改める。

第六十五条第四号中「第十六条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「若しくは揭示」を「、揭示若しくは閲覧に供する措置」に改める。

**第三十八条 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。**

第十四条の見出し中「揭示」を「揭示等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、前項各号（第四号を除く。）に掲げる事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第二十三条第二項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならぬ。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

23 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、商号若しくは名称又は氏名、登録番号、登録有効期間その他の内閣府令で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならぬ。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

四の二 第十四条第二項の規定に違反して、同項に規定する事項を公衆の閲覧に供せず、又は虚偽の事項を公衆の閲覧に供した者

（預託等取引に関する法律の一部改正）

**第三十九条 預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。**

第二十四条第二項中「旨を」の下に「内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を」を加え、「揭示する」を「揭示し、又はその旨を消費者庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができ、状態に置く措置をとる」に改め、同条第三項中「揭示を始めた」を「措置を開始した」に改める。

**（貨物利用運送事業法の一部改正）**

**第四十条 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。**

第九条の見出し中「揭示」を「揭示等」に改め、同条中「事項を」を「事項について、」に、「揭示しなければ」を「揭示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第二十七条において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第二十七条の見出し中「揭示」を「揭示等」に改め、同条中「事項を」を「事項について、」に、「揭示しなければ」を「揭示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第六十八号第二号中「含む」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「又は」を「若しくは」に、「した」を「し、又は第九号若しくは第二十七条の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した」に改める。

**（貨物自動車運送事業法の一部改正）**

第四十一条 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「同条第三項」を「同条第四項の規定」に改める。

第十四条の見出し中「揭示」を「揭示等」に改め、同条中「事項を」を「事項について、」に、「揭示しなければ」を「揭示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第七十九条第二号中「又は」を「若しくは」に、「した」を「し、又は同条の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した」に改める。

**（商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正）**

第四十二条 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条の見出しを「（標識の揭示等）」に改め、同条第一項中「商品投資顧問業者は」の下に「、主務省令で定める様式の標識について」を加え、「公衆」を「公衆」に、「主務省令で定める様式の標識を揭示しなければ」を「揭示するとともに、主務省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改め、同条第二項中「揭示して」を「揭示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供して」に改める。

第四十九条第二号中「揭示しなかつた」を「揭示せず、又は公衆の閲覧に供しなかつた」に改め、同条第三号中「規定による」を削り、「揭示した」を「揭示し、又は公衆の閲覧に供した」に改める。

**（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正）**

第四十三条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の二第三項中「交付する旨」の下に「（以下この項において「公示事項」という。）を国家公安委員会規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「揭示して」を「揭示し、又は公示事項を当該公安委員会の庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができ、状態に置く措置をとることににより」に改め、同条第四項中「揭示を始めた」を「同項の規定による措置を開始した」に改める。

**（行政手続法の一部改正）**

**第四十四条 行政手続法（平成五年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。**

第十五条第一項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第三項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつてもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所に掲示することを」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつてもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第十六条第一項中「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に改める。

第二十二條第三項中「第十五條第三項」及び「同条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と」の下に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から二週間を経過した」を削り、「掲示を始めた」を、「当該措置を開始した」に改める。

第三十一條中「第十五條第三項及び」の下に「第四項並びに」を加え、「同項第三号」を「同条第四項中「第一項第三号」に、「同条第三号」を「第三十條第三号」に、「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に、「第十五條第三項後段」を「第十五條第四項後段」に改める。

(農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正)

第四十五條 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成六年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十七條の見出しを「標識の掲示等」に改め、同条第一項中「者は」の下に、「農林水産省令で定める様式の標識について」を加え、「その」を「その」に、「農林水産省令で定める様式の標識を掲示する」を「掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の農林水産省令で定める場合を除き、農林水産省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。により公衆の閲覧に供する)」に改め、同条第二項中「掲げて」を「掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供して」に改める。

第四十二條第一号中「掲示した」を「掲示し、又は公衆の閲覧に供した」に改める。

(保険業法の一部改正)

第四十六條 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第二百七十二條の八第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 少額短期保険業者は、内閣府令で定めるところにより、商号又は名称、登録番号、代表者の氏名、本店又は主たる事務所の所在地その他内閣府令で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しななければならない。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第三百三十五條第四号中「第二百七十二條の八第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第五号中「第二百七十二條の八第二項」を「第二百七十二條の八第三項」に改める。

(住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正)

第四十七條 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第十七條の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中「事項を」を「事項について」に、「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第六十六條第四項において同じ。により公衆の閲覧に供しななければならない)」に改める。

第六十六條第四項中「旨を」を「旨について」に、「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しななければならない)」に改める。

(消費者契約法の一部改正)

第四十八條 消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十六條第二項中「旨を」を「旨について」に、「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しななければならない)」に改める。

第五十三條第一号中「又は」を「若しくは」に、「した」を「し、又は同項の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した」に改める。

(ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正)

第四十九條 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第十三項中「交付する旨」の下に「以下この項において「公示事項」という。を国家公安委員会規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面」を加え、「掲示して」を「掲示し、又は公示事項を当該国家公安委員会の庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができている状態に置く措置をとることにより」に改め、同条第十四項中「掲示を始めた」を「同項の規定による措置を開始した」に改める。

(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部改正)

第五十條 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第十四條の見出しを「標識の掲示等」に改め、同条中「登録再生利用事業者は」の下に、「主務省令で定める様式の標識について」を加え、「公衆」を「公衆」に、「主務省令で定める様式の標識を掲示しなければ」を「掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の主務省令で定める場合を除き、主務省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しななければならない)」に改める。

第二十八條第二号中「第十三條」の下に「又は第十四條」を加え、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正)

第五十一條 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第五條の見出しを「認定手続」に改め、同条第一項中「認定」の下に「(以下「認定」という。)」を加え、同条第二項中「前条の」を削り、同項後段を削り、同条第三項中「前条の」を削り、同条第五項を削る。

第六條を次のように改める。

(標識の掲示等)

第六條 自動車運転代行業者は、認定を受けたことを示す国家公安委員会規則で定める様式の標識について、主たる営業所の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国家公安委員会規則・国土交通省令で定める場合を除き、国家公安委員会規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。)により公衆の閲覧に供しななければならない。

2 自動車運転代行業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供してはならない。

第八條第二項中「届出」を「届出書の提出」に改め、同条第三項を削る。

第九條の見出しを「(廃業等の届出)」に改め、同条第一項を次のように改める。

認定を受けた者は、自動車運転代行業を廃止したときは、遅滞なく、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、その旨を記載した届出書を提出しなければならない。

第九条第二項中「認定証の交付」を「認定」に改め、「当該認定証をその」を削り、「返納しなければ」を、「その旨を記載した届出書を提出しなければ」に改め、同条第三項中「認定証の返納」を「届出書の提出」に改める。

第十一条の見出しを「料金の揭示等」に改め、同条中「これを」を、「当該料金について」、「揭示しなければ」を「揭示するとともに、第六条第一項に規定する国家公安委員会規則・国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第十三条に次の一項を加える。

5 自動車運転代行業者は、第一項の規定により自動車運転代行業約款を定め、又は変更したときは、第六条第一項に規定する国家公安委員会規則・国土交通省令で定めるところにより、当該自動車運転代行業約款を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。

第十五条中「揭示した」を「定め、又は変更した」に改める。

第十七条第一項中「第四条の」を削る。

第二十二條第二項中「まで」の下に「及び第五項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第二十四条第一項第三号中「第四条の」を削る。

第二十九条中「政令、国土交通省令又は国家公安委員会規則を」を「命令を」に、「それぞれ政令、国土交通省令又は国家公安委員会規則を」を「その命令」に改める。

第三十二条第五号中「第四条の」を削る。

第三十三條第三号中「届出を」を「届出書の提出を」に改め、同条第四号中「違反した」を「違反して届出書の提出をせず、又は同項の届出書に虚偽の記載をして提出した」に改め、同条第六号中「の規定」を「又は第五項の規定」に改める。

第三十五条中「違反した」を「違反して届出書の提出をせず、又は同項の届出書に虚偽の記載をして提出した」に改める。

(確定拠出年金法の一部改正)

第五十二条 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第九十四条の見出しを「標識の揭示等」に改め、同条第一項中「営業所ごと」を「主務省令で定める様式の標識について、営業所ごとに」に、「主務省令で定める様式の標識を揭示しなければ」を「揭示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の主務省令で定める場合を除き、主務省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。)により公衆の閲覧に供しなければ」に改め、同条第二項中「揭示して」を「揭示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供して」に改める。

第二百一十一條第三号中「規定による」を削り、「揭示した」を「揭示し、又は公衆の閲覧に供した」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第五十三条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第十一項第一号ハ中「公告」の下に「第五十九条の八において準用する銀行法第五十二条の二の九第二項の規定による揭示及び同条第三項の規定による閲覧に供する措置を含む。」を加える。

第五十九条の八中「主務大臣」との下に、「同法第五十二条の二の九第三項中「第四十九条の二第一項の規定により公告方法として同項第一号に掲げる方法を定め、又は第五十七条」とあるのは「農林中央金庫法第九十六条の二第一項」と、「同条第一号」とあるのは「同項第一号」とを加える。

第九十九条の三第二号中「第五十二条の四十第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第三号中「第五十二条の四十第二項」を「第五十二条の四十第三項」に改める。

第一百零一条第十九号の四中「若しくは揭示」を「揭示若しくは閲覧に供する措置」に改める。

(使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正)

第五十四条 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第五十条の見出しを「標識の揭示等」に改め、同条中「掲げなければ」を「掲げるとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の主務省令で定める場合を除き、当該事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第六十五条において同じ。)により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第六十五条の見出しを「標識の揭示等」に改め、同条中「掲げなければ」を「掲げるとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の主務省令で定める場合を除き、当該事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第一百四十三条第二号中「若しくは標識を掲げない」を「違反した」に改める。

(民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正)

第五十五条 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第八條第二号中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第十八條の見出しを「料金等の揭示等」に改め、同条中「事項を」を「事項について、」に、「揭示しなければ」を「揭示するとともに、総務省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第五十二条第二号中「又は」を「若しくは」に、「した」を「し、又は同条の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した」に改める。

(不動産登記法の一部改正)

第五十六条 不動産登記法(平成十六年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三百三十三條第二項中「関係人の氏名又は名称、通知をすべき事項及び当該事項を記載した書面をいつても関係人に交付する旨」を「次に掲げる事項を法務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該事項が記載された書面」に、「法務局又は」を「法務局若しくは」に、「揭示する」を「揭示し、又は当該事項を対象土地の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」に、「揭示を始めた」を「当該措置を開始した」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 関係人の氏名又は名称
- 二 通知をすべき事項
- 三 前号の事項を記載した書面をいつても関係人に交付する旨

(信託業法の一部改正)

第五十七條 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。  
第七十二条の見出しを「標識の掲示等」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 信託契約代理店は、内閣府令で定めるところにより、商号若しくは名称又は氏名、登録番号、所属信託会社の商号その他内閣府令で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第九十七条第十号中「第七十二条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第十一号中「第七十二条第二項」を「第七十二条第三項」に改める。

(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正)

第五十八條 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第六十一条第二項及び第六十二条第三項中「揭示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」を「総務省令」に「揭示して」を「法務省令」に改める。

第二百二十九条第三項及び第二百三十条第三項中「揭示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」を「総務省令」に「揭示して」を「内閣府令」に改める。

第二百七十五条第三項及び第二百七十六条第三項中「揭示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」を「総務省令」に「揭示して」を「国土交通省令」に改める。

(探偵業の業務の適正化に関する法律の一部改正)

第五十九條 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成十八年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第四條第三項を削る。

第八條第一項第二号を次のように改める。

二 第四條第一項の規定による届出をした公安委員会の名称

第十二條第二項中「第四條第三項の書面を」を「第四條第一項の規定による届出をしたことを示す内閣府令で定める様式の標識について」に、「揭示しなれば」を「揭示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。)により公衆の閲覧に供しなれば」に改め、同条に次の一項を加える。

3 探偵業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供してはならない。

第二十条中「前三條」を「第十七条から前条まで」に改め、同条を第二十一条とし、第十九條の次に次の一項を加える。

第二十條 第十二條第三項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の一部改正)

第六十條 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第五十二条の四第二項中「旨を」の下に「経済産業省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を」を加え、「揭示する」を「揭示し、又はその旨を経済産業省の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧を行うことができる状態に置く措置をとる」に改め、同条第三項中「揭示を始めた」を「措置を開始した」に改める。

(消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正)  
第六十一条 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第二項中「旨を」を「旨について」に、「揭示しなれば」を「揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第百一条第二項において同じ。)により公衆の閲覧に供しなれば」に改める。

第百一条第二項中「旨を」を「旨について」に、「揭示しなれば」を「揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなれば」に改める。

第百二十二条第三号中「又は」を「若しくは」に、「した」を「し」、又は第七十四条第二項若しくは第百一条第二項の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した」に改める。

(行政不服審査法の一部改正)

第六十二条 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第三項中「交付する旨」の下に「を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を」を、「当該審査庁」の下に「の事務所」を加え、「かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載してする」を「又はその旨を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることに伴う」に、「その揭示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。

(特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律の一部改正)

第六十三条 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律(令和二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「旨を」の下に「経済産業省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を」を加え、「揭示する」を「揭示し、又はその旨を経済産業省の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」に改め、同条第三項中「揭示を始めた」を「措置を開始した」に改める。

(中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の一部改正)

第六十四条 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第七條の見出しを「標識の掲示等」に改め、同条第一項中「事務所ごとに」を「厚生労働省令で定める様式の標識について、事務所ごとに」に、「厚生労働省令で定める様式の標識を掲示しなれば」を「揭示するとともに、厚生労働省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。)により公衆の閲覧に供しなれば」に改め、同条第二項中「揭示して」を「揭示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供して」に改める。

第七十二条第二号中「揭示した」を「掲示し、又は公衆の閲覧に供した」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日

二 第四条、第十三条及び第二十條の規定、第二十一条中航海運業法第六条第一項第二号の改正規定、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十六条及び第三十九条の規定、第四十一条中貨物自動車運送事業法第五条第二号の改正規定、第四十三条、第四十四条及び第四十九条の規定、第五十五条中民間事業者による信書の送達に関する法律第八条第二号の改正規定並びに第五十六条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び第六十三条の規定並びに次条並びに附則第十条、第十二条及び第十三条の規定、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(公示送達等の方法に関する経過措置)

第二条 次に掲げる法律の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達、送達又は通知について適用し、同日前にした公示送達、送達又は通知については、なお従前の例による。

一 第四条の規定による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第七十条の八第二項及び第三項(これらの規定を特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和五年法律第二十五号)第十条において準用する場合を含む。)

二 第二十條の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第六十一条の九の二第七項及び第八項

三 第二十三条の規定による改正後の社会保険審査官及び社会保険審査会法第十五条第三項

四 第二十九条の規定による改正後の労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十条第三項

五 第三十一条の規定による改正後の道路交通法第五十一条の四第七項

六 第三十二条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十五条の五の八第二項並びに第七十五条の五の十六第二項及び第三項

七 第三十六条の規定による改正後の特定商取引に関する法律第六十六条の五第二項及び第三項

八 第三十九条の規定による改正後の預託等取引に関する法律第二十四条第二項及び第三項

九 第四十三条の規定による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十九条の二第三項及び第四項

十 第四十四条の規定による改正後の行政手続法第十五条第三項及び第四項(これらの規定を同法又は他の法律において準用する場合を含む。)

十一 第四十九条の規定による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律第五十三条第三項及び第十四項

十二 第五十六条の規定による改正後の不動産登記法百三十三条第二項

十三 第六十条の規定による改正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第五十二条の四第二項及び第三項

十四 第六十二条の規定による改正後の行政不服審査法第五十一条第三項(同法又は他の法律において準用する場合を含む。)

十五 第六十三条の規定による改正後の特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第二十一条第二項及び第三項

第三条 この法律の施行の際現に警備業法第四条の認定を受けている者に係る当該認定の有効期間は、第三十五条の規定による改正後の警備業法(次項において「新警備業法」という。)第五条第四項の規定にかかわらず、当該者がこの法律の施行の際現に交付されている認定証の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行前にされた第三十五条の規定による改正前の警備業法第七条第一項の規定による認定証の有効期間の更新の申請であつて、この法律の施行の際、更新をすることがどうかの処分がなされていないものは、新警備業法第七条第一項の規定による認定の有効期間の更新の申請とみなす。

3 この法律の施行前にした行為を理由とする警備業法第四十九条第一項の規定による営業の停止の命令については、なお従前の例による。

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為を理由とする自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二十三条第一項又は第二十五条第二項第二号の規定による自動車運転代行業の停止の命令については、なお従前の例による。

第五条 この法律の業務の適正化に関する法律の一部改正に伴う経過措置

第六条 この法律の施行前にした行為を理由とする探偵業の業務の適正化に関する法律第十五条第一項の規定による探偵業の停止の命令については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

第八条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一土地区画整理法(昭和二十九年法律百十九号)の項第二号イ、新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)の項第三号及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の項第二号中「第七十七条第五項後段」を「第七十七条第六項」に改める。

別表第二土地区画整理法(昭和二十九年法律百十九号)の項第一号中「第七十七条第七項後段」を「第七十七条第八項後段」に改め、同項第三号中「第七十七条第五項後段」を「第七十七条第六項」に改め、同表新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)の項第二号中「第七十七条第五項後段」を「第七十七条第六項」に改め、同表大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の項第一号中「第七十七条第七項後段」を「第七十七条第八項後段」に改め、同項第三号中「第七十七条第五項後段」を「第七十七条第六項」に改める。

(農業協同組合法の一部改正)

第九条 農業協同組合法(昭和二十二年法律百三十二号)の一部を次のように改正する。

第一百条の五第三号中「第五十二条の四十一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第四号中「第五十二条の四十二項」を「第五十二条の四十三項」に改める。

(医師法等の一部改正)

第十条 次に掲げる法律の規定中「第十五条第一項」の下に「及び第三項(同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第三項」を「同法第十五条第四項」に改め、「行政庁は」とあるのは「都道府県知事は」と、を削る。

一 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第七条第五項

二 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第七条第五項

三 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十五条第四項

四 薬剤師法(昭和三十五年法律百四十六号)第八条第六項

第十一条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二百二十九条の八第三号中「第五十二条の四十一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第四号中「第五十二条の四十二項」を「第五十二条の四十三項」に改める。

(私立学校法の一部改正)

第十二条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の一部を次のように改正する。

第二百三十五條第五項中「及び同法」を「並びに同法」に改め、「第十五条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第十三条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の一部を次のように改正する。

第二百三十五條第五項中「及び同法」を「並びに同法」に改め、「第十五条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第十三条 次に掲げる法律の規定中「同条第三項前段の掲示をした」を「同条第四項前段の措置をとつた」に改める。

- 一 司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第五十条第一項
- 二 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第四十五条第一項
- 三 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十四条の四第一項

（長期信用銀行法の一部改正）

第十四条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。  
第二十五条の三第二号中「同じ。」の下に「又は第二項（銀行法第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）を加え、同条第三号中「第五十二条の四十第二項」を「第五十二条の四十第三項」に改める。

第二十七条第二号中「第十六条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「若しくは掲示」を「、掲示若しくは閲覧に供する措置」に改める。

（新都市基盤整備法の一部改正）

第十五条 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。  
第六十五条の三第一項第三号及び第二項第二号中「第七十七条第五項後段」を「第七十七条第六項」に改める。

第十六条 大都市域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。  
第九十九条の二第一項第二号中「第七十七条第五項後段」を「第七十七条第六項」に改め、同条第二項第一号中「第七十七条第七項後段」を「第七十七条第八項後段」に改め、同項第三号中「第七十七条第五項後段」を「第七十七条第六項」に改める。

第十七条 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）の一部を次のように改正する。  
第三十二条中「第四号」を「第一項第四号」に改める。

第九十二条第三号中「第十四条」を「第十四条第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。  
三の二 第三十二条において準用する貸金業法第十四条第二項の規定に違反して、同項に規定する事項を公衆の閲覧に供せず、又は虚偽の事項を公衆の閲覧に供したとき。

（保険業法等の一部を改正する法律の一部改正）  
第十八条 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「第二百七十二条の八第三項」を「第二百七十二条の八第四項」に改める。  
（デジタル庁設置法の一部改正）

第十九条 デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。  
第四条第二項第一号中「第三十七条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。

（復興庁設置法の一部改正）  
第二十条 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。  
附則第三条第一項の表情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の項中「第十八条」を「第二十条」に改める。

内閣総理大臣	岸田 文雄
総務大臣	松本 剛明
法務大臣	齋藤 健
文部科学大臣	永岡 桂子
厚生労働大臣	加藤 勝信
農林水産大臣	臨時代理
国務大臣	西村 明宏
経済産業大臣	西村 康稔
国土交通大臣	齊藤 鉄夫
環境大臣	西村 明宏



○ デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）（抄）（第一条関係）	1
○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）（抄）（第二条関係）	4
○ 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）（抄）（第三条関係）	8
○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）（第四条関係）	9
○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）（第五条関係）	10
○ 郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）（抄）（第六条関係）	11
○ 古物営業法（昭和二十四年法律第八号）（抄）（第七条関係）	12
○ 水先法（昭和二十四年法律第二十一号）（抄）（第八条関係）	14
○ 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）（抄）（第九条関係）	16
○ 質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）（抄）（第十条関係）	20
○ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）（抄）（第十一条関係）	21
○ 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（抄）（第十二条関係）	22
○ 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）（抄）（第十三条関係）	24
○ 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）（抄）（第十四条関係）	25
○ 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）（抄）（第十五条関係）	26
○ 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）（抄）（第十六条関係）	27
○ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（抄）（第十七条関係）	29
○ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）（第十八条関係）	31
○ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）（第十九条関係）	36
○ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（抄）（第二十条関係）	38
○ 内航海運業法（昭和二十七年法律第五百一十一号）（抄）（第二十一条関係）	39
○ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）（第二十二条関係）	41

○	社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）（抄）	（第二十三条関係）	43
○	労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）	（第二十四条関係）	44
○	土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）（抄）	（第二十五条関係）	47
○	自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）（抄）	（第二十六条関係）	51
○	道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（抄）	（第二十七条関係）	52
○	倉庫業法（昭和三十一年法律第二百十一号）（抄）	（第二十八条関係）	55
○	労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第二百二十六号）（抄）	（第二十九条関係）	56
○	住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）（抄）	（第三十条関係）	57
○	道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（抄）	（第三十一条関係）	58
○	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）（抄）	（第三十二条関係）	59
○	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）（抄）	（第三十三条関係）	67
○	砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）（抄）	（第三十四条関係）	68
○	警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）（抄）	（第三十五条関係）	69
○	特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）（抄）	（第三十六条関係）	76
○	銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）	（第三十七条関係）	77
○	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）（抄）	（第三十八条関係）	85
○	預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）（抄）	（第三十九条関係）	87
○	貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）（抄）	（第四十条関係）	88
○	貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（抄）	（第四十一条関係）	90
○	商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）（抄）	（第四十二条関係）	92
○	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）	（第四十三条関係）	94
○	行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）	（第四十四条関係）	95
○	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）（抄）	（第四十五条関係）	98
○	保険業法（平成七年法律第五号）（抄）	（第四十六条関係）	100
○	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）（抄）	（第四十七条関係）	102

○	消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）（抄）	（第四十八条関係）	103
○	ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）（抄）	（第四十九条関係）	104
○	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第一百六号）（抄）	（第五十条関係）	105
○	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）（抄）	（第五十一条関係）	106
○	確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（抄）	（第五十二条関係）	113
○	農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄）	（第五十三条関係）	114
○	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）（抄）	（第五十四条関係）	117
○	民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）（抄）	（第五十五条関係）	119
○	不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）（抄）	（第五十六条関係）	121
○	信託業法（平成十六年法律第五百十四号）（抄）	（第五十七条関係）	122
○	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）	（第五十八条関係）	124
○	探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）（抄）	（第五十九条関係）	129
○	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）（抄）	（第六十条関係）	131
○	消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）（抄）	（第六十一条関係）	132
○	行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）（抄）	（第六十二条関係）	134
○	特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）（抄）	（第六十三条関係）	135
○	中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和三年法律第八十号）（抄）	（第六十四条関係）	136
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	（附則第八条関係）	137
○	農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）（抄）	（附則第九条関係）	144
○	医師法（昭和二十三年法律第二百一号）（抄）	（附則第十条関係）	145
○	歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）（抄）	（附則第十条関係）	146
○	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）（抄）	（附則第十条関係）	147
○	薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）（抄）	（附則第十条関係）	148

○ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）（附則第十一条関係）	.....	150
○ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄）（附則第十二条関係）	.....	151
○ 司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）（抄）（附則第十三条関係）	.....	152
○ 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）（抄）（附則第十三条関係）	.....	153
○ 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）（抄）（附則第十三条関係）	.....	154
○ 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（抄）（附則第十四条関係）	.....	155
○ 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）（抄）（附則第十五条関係）	.....	158
○ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）（抄）（附則第十六条関係）	.....	159
○ 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）（抄）（附則第十七条関係）	.....	161
○ 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）（抄）（附則第十八条関係）	.....	163
○ デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）（抄）（附則第十九条関係）	.....	164
○ 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）（抄）（附則第二十条関係）	.....	165

○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）（抄）（第五十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（認定手続）</p> <p>第五条 前条の認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、その主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、政令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>2 公安委員会は、前項の申請書を提出した者が第三条各号のいずれにも該当しないと認めるときは、認定をし、直ちにその者に対しその旨を通知しなければならない。</p> <p>3 公安委員会は、第一項の申請書を提出した者が第三条各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を拒否する処分をし、直ちにその者に対しその旨を通知しなければならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（認定手続及び認定証）</p> <p>第五条 前条の認定を受けようとする者は、その主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、政令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>2 公安委員会は、前項の申請書を提出した者が第三条各号のいずれにも該当しないと認めるときは、<u>前条の認定</u>をし、直ちにその者に対しその旨を通知しなければならない。この場合において、<u>公安委員会は、当該通知をした者に対し、速やかに認定証を交付しなければならない。</u></p> <p>3 公安委員会は、第一項の申請書を提出した者が第三条各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>前条の認定</u>を拒否する処分をし、直ちにその者に対しその旨を通知しなければならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 <u>認定証の交付を受けた者は、当該認定証を亡失し、又は当該認定証が滅失したときは、速やかにその旨を主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に届け出て、認定証の再交付を受けなければならない。</u></p>

(標識の掲示等)

第六条 自動車運転代行業者は、認定を受けたことを示す国家公安委員会規則で定める様式の標識について、主たる営業所の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合、その他の国家公安委員会規則・国土交通省令で定める場合を除き、国家公安委員会規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。）により公衆の閲覧に供しななければならない。

2 自動車運転代行業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供してはならない。

(変更の届出等)

第八条 (略)

2 公安委員会は、前項の規定による届出書の提出があつたときは、国土交通大臣に対し、その旨を通知しなければならない。  
(削る)

(廃業等の届出)

第九条 認定を受けた者は、自動車運転代行業を廃止したときは、

(認定証の掲示義務)

第六条 自動車運転代行業者は、認定証を主たる営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(変更の届出等)

第八条 (略)

2 公安委員会は、前項の規定による届出があつたときは、国土交通大臣に対し、その旨を通知しなければならない。  
3 第一項の規定により届出書を提出する場合において、当該届出書に係る事項が認定証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならない。

(認定証の返納等)

第九条 認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当す

遅滞なく、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、その旨を記載した届出書を提出しなければならない。

2 認定を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、その旨を記載した届出書を提出しなければならない。

一・二 (略)

3 公安委員会は、前二項の規定による届出書の提出があつたときは、国土交通大臣に対し、その旨を通知しなければならない。

(料金の揭示等)

第十一条 自動車運送代行業者は、その営業の開始前に、利用者から收受する料金を定め、当該料金について、その営業所において利用者に見やすいように揭示するとともに、第六条第一項に規定する国家公安委員会規則・国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(自動車運送代行業約款)

ることとなったときは、遅滞なく、当該認定証(第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した認定証)をその主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

一 自動車運送代行業を廃止したとき。

二 認定が取り消されたとき。

三 認定証の再交付を受けた場合において、亡失した認定証を発見し、又は回復したとき。

2 認定証の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、当該認定証をその主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

一・二 (略)

3 公安委員会は、前二項の規定による認定証の返納があつたときは、国土交通大臣に対し、その旨を通知しなければならない。

(料金の揭示)

第十一条 自動車運送代行業者は、その営業の開始前に、利用者から收受する料金を定め、これをその営業所において利用者に見やすいように揭示しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(自動車運送代行業約款)

第十三条 (略)

2・4 (略)

5 自動車運転代行業者は、第一項の規定により自動車運転代行業  
約款を定め、又は変更したときは、第六条第一項に規定する国家  
公安委員会規則・国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省  
令で定めるところにより、当該自動車運転代行業約款を電気通信  
回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなけれ  
ばならない。

(代行運転役務の提供の条件の説明)

第十五条 自動車運転代行業者は、利用者に代行運転役務を提供し  
ようとするときは、利用者が提供を受けようとする代行運転役務  
の内容を確認した上、国土交通省令で定めるところにより、第十  
一条の規定により定め、又は変更した料金、第十三条第一項の規  
定により定め、又は変更した自動車運転代行業約款の概要その他  
の代行運転役務の提供の条件について利用者に説明し、その説明  
に従って代行運転役務を提供しなければならない。

(随伴用自動車の表示等)

第十七条 自動車運転代行業者は、随伴用自動車に、国土交通省令  
で定めるところにより、認定を受けて自動車運転代行業を営んで  
いる旨の表示その他の国土交通省令で定める表示事項又は装置を  
表示し、又は装着しなければならない。

2・3 (略)

第十三条 (略)

2・4 (略)

(新設)

(代行運転役務の提供の条件の説明)

第十五条 自動車運転代行業者は、利用者に代行運転役務を提供し  
ようとするときは、利用者が提供を受けようとする代行運転役務  
の内容を確認した上、国土交通省令で定めるところにより、第十  
一条の規定により揭示した料金、第十三条第一項の規定により掲  
示した自動車運転代行業約款の概要その他の代行運転役務の提供  
の条件について利用者に説明し、その説明に従って代行運転役務  
を提供しなければならない。

(随伴用自動車の表示等)

第十七条 自動車運転代行業者は、随伴用自動車に、国土交通省令  
で定めるところにより、第四条の認定を受けて自動車運転代行業  
を営んでいる旨の表示その他の国土交通省令で定める表示事項又  
は装置を表示し、又は装着しなければならない。

2・3 (略)



(指示)

第二十二條 (略)

2 国土交通大臣は、自動車運転代行業者又はその運転代行業務従事者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定(第十一条、第十二条、第十三条第一項から第三項まで及び第五項、第十五条、第十七条、第十八条、第二十条第二項並びに前条第二項に係るものに限る。次条第二項において同じ。)に違反し、又は運転代行業務に関し道路運送法第四条第一項、第四十三条第一項若しくは第七十八条の規定に違反した場合において、自動車運転代行業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるときは、当該自動車運転代行業者に対し、当該業務に関し必要な措置をとるべきことを指示することができる。この場合において、国土交通大臣は、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に対し、当該指示をした旨を通知しなければならない。

(営業の廃止)

第二十四條 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者に対し、自動車運転代行業務の廃止を命ずることができる。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる者のほか、第三条各号(第七号及び第八号を除く。)のいずれかに該当する者で自動車運転代行業務を営んでいるもの(認定を受けている者を除く。)

2 (略)

(指示)

第二十二條 (略)

2 国土交通大臣は、自動車運転代行業者又はその運転代行業務従事者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定(第十一条、第十二条、第十三条第一項から第三項まで、第十五条、第十七条、第十八条、第二十条第二項及び前条第二項に係るものに限る。次条第二項において同じ。)に違反し、又は運転代行業務に関し道路運送法第四条第一項、第四十三条第一項若しくは第七十八条の規定に違反した場合において、自動車運転代行業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるときは、当該自動車運転代行業者に対し、当該業務に関し必要な措置をとるべきことを指示することができる。この場合において、国土交通大臣は、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に対し、当該指示をした旨を通知しなければならない。

(営業の廃止)

第二十四條 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者に対し、自動車運転代行業務の廃止を命ずることができる。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる者のほか、第三条各号(第七号及び第八号を除く。)のいずれかに該当する者で自動車運転代行業務を営んでいるもの(第四条の認定を受けている者を除く。)

2 (略)

(経過措置)

第二十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 四 (略)

五 偽りその他不正の手段により認定を受けた者

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第八条第一項の規定に違反して届出書の提出をせず、又は同

項の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

四 第九条第一項の規定に違反して届出書の提出をせず、又は同項の届出書に虚偽の記載をして提出した者

五 (略)

六 第十三条第一項又は第五項の規定に違反した者

七 十一 (略)

第三十五条 第九条第二項の規定に違反して届出書の提出をせず、

(経過措置)

第二十九条 この法律の規定に基づき政令、国土交通省令又は国家公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合には、それぞれ政令、国土交通省令又は国家公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 四 (略)

五 偽りその他不正の手段により第四条の認定を受けた者

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第八条第一項の規定に違反して届出をせず、又は同項の届出

書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

四 第九条第一項の規定に違反した者

五 (略)

六 第十三条第一項の規定に違反した者

七 十一 (略)

第三十五条 第九条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過

又は同項の届出書に虚偽の記載をして提出した者は、十万円以下の過料に処する。

料に処する。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年九月十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

#### 政令第二百八十四号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年四月一日とする。

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 野村 哲郎

経済産業大臣 西村 康稔

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

環境大臣 西村 明宏

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係政令等の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年十一月六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百十五号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係政令等の整備に関する政令

内閣は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに自動車運転代行業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二十三条第一項及び第二十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（自動車運転代行業務の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第一条 自動車運転代行業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号ハの表三の項中「第六条」を「第六条第一項」に改め、「第九条第一項」を削り、同表四の項中「若しくは第三項」を「第三項若しくは第五項」に改める。

（地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正）

第二条 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表百一の項を次のように改める。

百一 警備業法（昭和四十七年法律第七十七号）第四十七条及び第七條第一項の規定に基づき警備業の認定に関する事務	1 警備業法第四十七条の規定に基づく警備業の認定の申請に対する審査	二万三千元
	2 警備業法第七條第一項の規定に基づく認定の有効期間の更新の申請に対する審査	二万三千元

本則の表百六の項を次のように改める。

百六 自動車運転代行業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第四條の規定に基づく自動車運転代行業務の認定に関する事務

自動車運転代行業務の適正化に関する法律第四條の規定に基づく自動車運転代行業務の認定の申請に対する審査

一万二千元

本則の表百九の項を削る。

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正）

第三条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表警備業法（昭和四十七年法律第七十七号）の項及び探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）の項を削る。

附則

（施行期日）

1 この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（自動車運転代行業務の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に付する自動車運転代行業務の適正化に関する法律施行令第五条の基準に係る点数については、なお従前の例による。

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 鈴木 淳司

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係政令等の整備に関する政令 新旧対照条文

目次

○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）（抄）（第一条関係）	1
○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）（第二条関係）	3
○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）（抄）（第三条関係）	6

○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行																			
<p>（営業の停止の基準）</p> <p>第五条 法第二十三条第一項の政令で定める基準は、次項に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 自動車運転代行業者が次のいずれかに該当したときは、それぞれ次に定める点数が、次号に規定する累積点数の算出の基礎として、当該自動車運転代行業者に付されるものとする。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 法第二十二條第一項若しくは第二項又は第二十五條第二項第一号の規定による指示を受けるに至った場合において、当該指示の理由が、当該自動車運転代行業者又はその安全運轉管理者等若しくは法第二條第五項に規定する運轉代行業務従事者により次の表行為の欄に掲げる行為がされたことであるとき 次の表行為の欄の区分に応じ、同表点数の欄に定める点数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行</th> <th>為</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">（略）</td> </tr> <tr> <td>三</td> <td>法第五條第一項、第六條第一項、第八條第一項、第十條若しくは第十六條の規定に違反する行為、運轉代行業務に関し読替え後の道路交通</td> <td>二点</td> </tr> </tbody> </table>		行	為	点数	（略）			三	法第五條第一項、第六條第一項、第八條第一項、第十條若しくは第十六條の規定に違反する行為、運轉代行業務に関し読替え後の道路交通	二点	<p>（営業の停止の基準）</p> <p>第五条 法第二十三条第一項の政令で定める基準は、次項に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 自動車運転代行業者が次のいずれかに該当したときは、それぞれ次に定める点数が、次号に規定する累積点数の算出の基礎として、当該自動車運転代行業者に付されるものとする。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 法第二十二條第一項若しくは第二項又は第二十五條第二項第一号の規定による指示を受けるに至った場合において、当該指示の理由が、当該自動車運転代行業者又はその安全運轉管理者等若しくは法第二條第五項に規定する運轉代行業務従事者により次の表行為の欄に掲げる行為がされたことであるとき 次の表行為の欄の区分に応じ、同表点数の欄に定める点数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行</th> <th>為</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">（略）</td> </tr> <tr> <td>三</td> <td>法第五條第一項、第六條、第八條第一項、第九條第一項、第十條若しくは第十六條の規定に違反する行為、運轉代行業務に関し読替え後の</td> <td>二点</td> </tr> </tbody> </table>		行	為	点数	（略）			三	法第五條第一項、第六條、第八條第一項、第九條第一項、第十條若しくは第十六條の規定に違反する行為、運轉代行業務に関し読替え後の	二点
行	為	点数																			
（略）																					
三	法第五條第一項、第六條第一項、第八條第一項、第十條若しくは第十六條の規定に違反する行為、運轉代行業務に関し読替え後の道路交通	二点																			
行	為	点数																			
（略）																					
三	法第五條第一項、第六條、第八條第一項、第九條第一項、第十條若しくは第十六條の規定に違反する行為、運轉代行業務に関し読替え後の	二点																			

<p>2 二〇四 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>法第七十四条の三第一項若しくは第四項若しくは第七十五条第一項第七号の規定に違反する行為、法第二十条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、若しくは同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為</p>	<p>四 法第十一条、第十二条、第十三条第一項、第三項若しくは第五項、第十七条第一項若しくは第二十条第二項の規定に違反する行為又は法第二十一条第二項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、若しくは同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為</p>	<p>二点</p>

<p>2 二〇四 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>道路交通法第七十四条の三第一項若しくは第四項若しくは第七十五条第一項第七号の規定に違反する行為、法第二十条第一項の規定に違反する行為又は法第二十一条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、若しくは同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為</p>	<p>四 法第十一条、第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十七条第一項若しくは第二十条第二項の規定に違反する行為又は法第二十一条第二項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、若しくは同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為</p>	<p>二点</p>



○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

<p>地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務とする。</p>		<p>地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務とする。</p>	
標準事務	手数料を徴収する事務	金額	金額
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>百一 警備業法（昭和四十七年法律第十七号）            第四及び第七條第一項の規定に基づく警備業の認定</p>	<p>1 警備業法第四條の規定に基づく警備業の認定の申請に対する審査</p> <p>(削る)</p>	<p>二万三千元</p> <p>(削る)</p>	<p>2 警備業法第七條第一項の規定に基づく</p> <p>二万三千元</p>

現行

<p>地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務とする。</p>		<p>地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務とする。</p>	
標準事務	手数料を徴収する事務	金額	金額
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>百一 警備業法（昭和四十七年法律第十七号）            第四、第五及び第七條第一項並び</p>	<p>1 警備業法第四條の規定に基づく警備業の認定の申請に対する審査</p> <p>2 警備業法第五條第五項の規定に基づく認定証の再交付</p> <p>3 警備業法第七條第一項の規定に基づく</p>	<p>二万三千元</p> <p>二千元</p>	<p>3 警備業法第七條第一項の規定に基づく</p> <p>二万三千元</p>

業務 に関する事 務	認定の有効期間の更 新の申請に対する審 査	(削る)	(略)	百六 自動車 運轉代行業 の業務の適 正化に関す る法律(平 成十三年法 律第五十七 号)第四条 の規定に基 づく自動車 運轉代行業 の認定に関 する事務	(略)	(削る)	(削る)	(削る)	自動車運轉代行業の業 務の適正化に関する法 律第四条の規定に基づ く自動車運轉代行業の 認定の申請に対する審 査	(略)	一万二千元

業務 に関する事 務	認定の有効期間の 更新の申請に対する 審査	(略)	(略)	百六 自動車 運轉代行業 の業務の適 正化に関す る法律(平 成十三年法 律第五十七 号)第四条 、第五条第 二項及び第 五項並びに 第八条第三 項の規定に 基づく自動 車運轉代行 業の認定に 関する事務	(略)	(略)	(略)	(略)	1 自動車運轉代行業 の業務の適正化に関 する法律第四条の規 定に基づく自動車運 轉代行業の認定の申 請に対する審査	(略)	一万二千元
業務 に関する事 務	認定の有効期間の 更新の申請に対する 審査	(略)	(略)	2 自動車運轉代行業 の業務の適正化に関 する法律第五条第五 項の規定に基づく認 定証の再交付	(略)	(略)	(略)	(略)	3 自動車運轉代行業 の業務の適正化に関 する法律第八条第三 項の規定に基づく認 定証の書換え	(略)	二千二百円
業務 に関する事 務	認定の有効期間の 更新の申請に対する 審査	(略)	(略)	4 警備業法第十一条 第三項の規定に基づ く認定証の書換え	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	二千二百円

備考 (略)				(削る)	(略)
	(削る)		(削る)	(削る)	(略)
	(削る)		(削る)	(削る)	(略)

備考 (略)	百九 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）第四條第三項の規定に基づく書面の交付に関する事務			(略)	(略)
	再交付	3   探偵業の業務の適正化に関する法律第四條第三項の規定に基づく届出があったことを証する書面の交付	2   探偵業の業務の適正化に関する法律第四條第三項の規定に基づく同條第二項の規定による届出があったことを証する書面の交付	1   探偵業の業務の適正化に関する法律第四條第三項の規定に基づく同條第一項の規定による届出があったことを証する書面の交付	(略)
		千百円	千六百元	三千六百元	(略)

○国家公安委員会規則第二号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに古物営業法（昭和二十四年法律第八号）第十二条第二項及び第三十条並びに自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第六条第一項及び第三十条の規定に基づき、古物営業法施行規則及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年一月三十一日

国家公安委員会委員長 松村 祥史

古物営業法施行規則及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則  
（古物営業法施行規則の一部改正）

第一条 古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
	<p>（氏名等の閲覧）</p> <p>第十三条之二 法第十二条第二項の国家公安委員会規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 常時使用する従業者の数が五人以下である場合</p> <p>二 当該古物商又は古物市場主が管理するウェブサイト有していない場合</p> <p>2 法第十二条第二項の規定による公衆の閲覧は、当該古物商又は古物市場主のウェブサイトへの掲載により行うものとする。</p>	<p>「条を加える。」</p>

<p>第十三条之三 「略」</p> <p>(確認の方法等)</p> <p>第十五条 法第十五条第一項第一号の規定による確認は、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードその他の相手方の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する資料(一)を限り発行又は発給されたものに限り、以下「身分証明書等」という。)の提示を受け、又は相手方以外の者で相手方の身元を確かめるに足りるものに問い合わせることによりするものとする。</p> <p>〔2〕4 略</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>(心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者)</p> <p>第十三条之二 「同上」</p> <p>(確認の方法等)</p> <p>第十五条 法第十五条第一項第一号の規定による確認は、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の相手方の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する資料(一)を限り発行又は発給されたものに限り、以下「身分証明書等」という。)の提示を受け、又は相手方以外の者で相手方の身元を確かめるに足りるものに問い合わせることによりするものとする。</p> <p>〔2〕4 同上</p>	<p>第二 (国家公安委員会関係自動車運転代行業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正)</p> <p>第二条 国家公安委員会関係自動車運転代行業務の適正化に関する法律施行規則(平成十四年国家公安委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定に改め、改正前欄及び改正後欄に掲げるものの標記部分(連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p>	<p>改正 後</p> <p>改正 前</p>	<p>(申請書等の提出)</p> <p>第三条 法及びこの規則の規定による都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)への申請書又は届出書の提出は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。</p> <p>(標識の様式)</p> <p>第六条 法第六条第一項の国家公安委員会規則で定める様式は、別記様式第二号のとおりとする。</p> <p>〔条を削る。〕</p> <p>(公衆の閲覧の方法)</p> <p>第七条 法第六条第一項の規定による公衆の閲覧は、当該自動車運転代行業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。</p> <p>第九条 法第八条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第三号のとおりとする。</p> <p>〔条を削る。〕</p> <p>(廃業等の届出)</p> <p>第十条 法第九条第一項又は第二項の規定による届出書の提出は、法第九条第一項又は第二項に規定する事由の発生の日から十日以内に、別記様式第四号の廃業等届出書により行わなければならない。</p> <p>第十一条〜第十六条 「略」</p>	<p>(申請書等の提出)</p> <p>第三条 法及びこの規則の規定による都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)への申請書又は届出書の提出は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署長(第十一条において「所轄警察署長」という。)を経由して行わなければならない。</p> <p>(認定証の様式)</p> <p>第六条 法第五条第二項に規定する認定証の様式は、別記様式第二号のとおりとする。</p> <p>(認定証の再交付の申請)</p> <p>第七条 法第五条第五項の規定により認定証の再交付を受けようとする者は、別記様式第三号の再交付申請書を提出しなければならない。</p> <p>〔条を加える。〕</p> <p>(届出書の様式)</p> <p>第九条 法第八条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第四号のとおりとする。</p> <p>(認定証の書換えの申請)</p> <p>第十条 法第八条第三項の規定により認定証の書換えを受けようとする者は、前条の届出書を提出する際に、当該認定証を併せて提出しなければならない。</p> <p>(認定証の返納)</p> <p>第十一条 法第九条第一項又は第二項の規定による認定証の返納は、所轄警察署長を経由して、法第九条第一項又は第二項に規定する事由の発生の日から十日以内に行わなければならない。</p> <p>第十二条〜第十七条 「同上」</p> <p>〔一条ずつ繰り上げる。〕</p>
--	---	--	-------------------------	---	--

損害賠償措置	保険引受者の名称又は加入共済の名称		
	補償限度額(円)	対人	円
		対物	円
		車両	円
免責額(円)		円	
保険期間		年月日から 年月日まで	
対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等			
法人の代表者の役員	氏名	住所	
	代表者		
随伴用自動車登録番号に係る	自動車登録番号		

記載要領 1 ※印欄には記載しないこと。  
 2 その他の営業所欄は、営業所の数に応じて記載し、記載を要しない場合は空欄にしておくこと。  
 3 法人の代表者及び役員欄は、申請者が法人の場合に記載すること。  
 4 対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄については、保険契約又は共済契約を随伴用自動車の台数に応じて締結している場合に記載すること。  
 5 対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄及び随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄に車両番号を記載するときはその末尾に(両)と、標識の番号を記載するときはその末尾に(標)と、車台番号を記載するときは(台)と記載すること。  
 6 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

別記様式第一号(第四条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※認定番号	

認定申請書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第1項の規定により認定の申請をします。

公安委員会 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称及び住所

主たる営業所	氏名又は名称	
	住所	
	名称	
	所在地	
その他の営業所1	安全運転管理者	氏名 住所
	副安全運転管理者	氏名 住所
	副安全運転管理者	氏名 住所
	副安全運転管理者	氏名 住所
その他の営業所2	安全運転管理者	氏名 住所
	副安全運転管理者	氏名 住所
	副安全運転管理者	氏名 住所
	副安全運転管理者	氏名 住所

損害賠償措置	保険引受者の名称又は加入共済の名称		
	補償限度額(円)	対人	円
		対物	円
		車両	円
免責額(円)		円	
保険期間		年月日から 年月日まで	
対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等			
法人の代表者の役員	氏名	住所	
	代表者		
随伴用自動車登録番号に係る	自動車登録番号		

記載要領 1 ※印欄には記載しないこと。  
 2 その他の営業所欄は、営業所の数に応じて記載し、記載を要しない場合は空欄にしておくこと。  
 3 法人の代表者及び役員欄は、申請者が法人の場合に記載すること。  
 4 対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄については、保険契約又は共済契約を随伴用自動車の台数に応じて締結している場合に記載すること。  
 5 対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄及び随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄に車両番号を記載するときはその末尾に(両)と、標識の番号を記載するときはその末尾に(標)と、車台番号を記載するときは(台)と記載すること。  
 6 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

別記様式第一号(第四条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※認定証番号	

認定申請書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第1項の規定により認定の申請をします。

公安委員会 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称及び住所

主たる営業所	氏名又は名称	
	住所	
	名称	
	所在地	
その他の営業所1	安全運転管理者	氏名 住所
	副安全運転管理者	氏名 住所
	副安全運転管理者	氏名 住所
	副安全運転管理者	氏名 住所
その他の営業所2	安全運転管理者	氏名 住所
	副安全運転管理者	氏名 住所
	副安全運転管理者	氏名 住所
	副安全運転管理者	氏名 住所

「様式を削る。」

別記様式第二号（第六条関係）

自動車運転代行業者	
認定をした公安委員会	公安委員会
認定番号	第 号
認定年月日	年 月 日
氏名又は名称	
所在地	

記載要領 所在地欄には、主たる営業所の所在地を記載すること。

備考 1 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。

2 標識を営業所に掲示する場合には、用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第三号（第七条関係）

※受理年月日	
※受理番号	
※再交付年月日	

## 認定証再交付届出書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第5項の規定により認定証の再交付を申請します。

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称			
住所			
主たる営業所	名称		
	所在地		
認定証を交付した公安委員会の名称		認定証の番号	
再交付を申請する理由			

記載要領 1 ※印欄には記載しないこと。

2 再交付を申請する理由欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第二号（第六条関係）

第 号
認定証
住所
氏名又は名称
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第3条各号のいずれにも該当せず、自動車運転代行業の要件を備えていることを認定する。
年 月 日
公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 別記様式第四号（第十条関係）

※受理年月日	
※受理番号	

## 廃業等届出書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第9条第1項又は第2項の規定により届出をします。

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称			
住 所			
主たる営業所	名 称		
	所在地		
認 定 を し た 公安委員会の名称	公安委員会	認定 番号	
廃止の事由が 発生した日			
廃止の事由	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           自動車運転代行業を廃止            死亡            合併により消滅         </div>		

- 記載要領 1 ※印欄には記載しないこと。  
 2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
 3 「廃止の事由」については、不要なものを消すこと。

備 考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 別記様式第三号（第九条関係）

※受理年月日	
※受理番号	
※書換え年月日	

## 変更届出書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により届出をします。

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称			
住 所			
主たる営業所	名 称		
	所在地		
認 定 を し た 公安委員会の名称	公安委員会	認定 番号	
変 更 年 月 日			
変 更 事 項	新	旧	
変 更 理 由			

- 記載要領 1 ※印欄には記載しないこと。  
 2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備 考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

「様式を加える。」

## 別記様式第四号（第九条関係）

※受理年月日	
※受理番号	
※書換え年月日	

## 変更届出書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により届出をします。

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称			
住 所			
主たる営業所	名 称		
	所在地		
認 定 証 を 交 付 し た 公安委員会の名称	公安委員会	認定証 の番号	
変 更 年 月 日			
変 更 事 項	新	旧	
変 更 理 由			

- 記載要領 1 ※印欄には記載しないこと。  
 2 変更事項が認定証の記載事項に該当する場合には、届出の際に認定証の書換えを受けること。  
 3 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備 考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記様式第六号 (第十六条関係)

処分移送通知書

年 月 日

公安委員会 殿

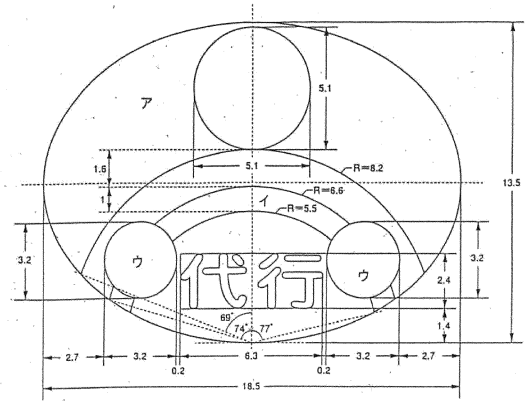
公安委員会 ㊟

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第25条第1項の規定により、下記の者について処分移送通知書を送付する。

氏名又は名称			
住 所			
法人にあっては代表者の氏名			
主たる営業所	名 称		
	所 在 地		
認 定 番 号	第 号	年 月 日	公安委員会
処分に係る事案の概要			
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第五号 (第十三条関係)



- 備考 1 アの部分の色彩は緑色、イの部分の色彩は青色、ウの部分の色彩は白色、代行の文字の色彩は黒色、その他の部分の色彩は黄色とする。
- 2 イ、ウ及び代行の文字の部分以外には反射材材料を用いるものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 「代行」のそれぞれの文字の線の太さは0.25センチメートル以上とする。

別記様式第六号 (第十七条関係)

処分移送通知書

年 月 日

公安委員会 殿

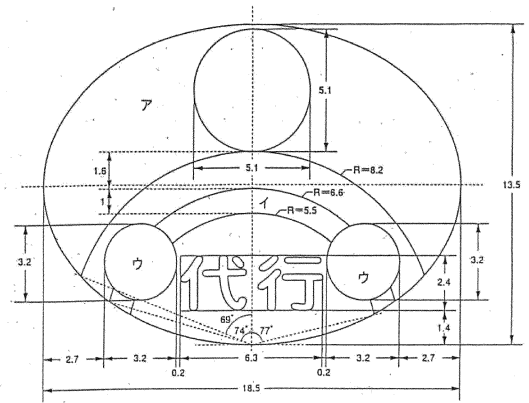
公安委員会 ㊟

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第25条第1項の規定により、下記の者について処分移送通知書を送付する。

氏名又は名称			
住 所			
法人にあっては代表者の氏名			
主たる営業所	名 称		
	所 在 地		
認定証の番号	第 号	年 月 日	公安委員会交付
処分に係る事案の概要			
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第五号 (第十四条関係)



- 備考 1 アの部分の色彩は緑色、イの部分の色彩は青色、ウの部分の色彩は白色、代行の文字の色彩は黒色、その他の部分の色彩は黄色とする。
- 2 イ、ウ及び代行の文字の部分以外には反射材材料を用いるものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 「代行」のそれぞれの文字の線の太さは0.25センチメートル以上とする。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。ただし、第一条中古物営業法施行規則第十五条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則による改正前の様式（第二条の規定による改正前の国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則別記様式第二号を除く。次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省令第一号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行に伴い、及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第六条第一項の規定に基づき、国家公安委員会・国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則を次のように定める。

令和六年一月三十一日

国家公安委員長 松村 祥史  
国土交通大臣 齊藤 鉄夫

- 国家公安委員会・国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則
- 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（第一号において「法」という。）第六条第一項の国家公安委員会規則・国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 法第二条第七項に規定する随伴用自動車の台数が一台以下である場合
  - 二 当該自動車運転代行業者が管理するウェブサイトを有していない場合

附則

この命令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。